

(3) 特別休暇など

(5年4月1日現在)

種 類	付与日数・期間など	種 類	付与日数・期間など
公民権の行使	必要な時間	出生サポート休暇	5日以内(体外受精、顕微授精を行う場合は10日以内)
夏期休暇	7月1日～9月30日に5日以内	出産介護休暇	2日以内
育児時間	1日90分以内	育児協働休暇	5日以内
生理休暇	必要と認められる日	家族介護休暇	1～6か月(無給)
産前産後休暇	出産の前後を通じて16週間以内(多胎妊娠の場合は24週間以内)	骨髄提供休暇	必要と認められる期間
母子保健	妊娠23週まで=4週間に1回 妊娠24～35週=2週間に1回 妊娠36週～出産=1週間に1回	子の看護休暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
忌 引	区分により1～10日	短期の介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
結婚休暇	6日以内	介護時間	1日2時間以内(無給)
		ボランティア休暇	5日以内
		災害事故休暇	必要と認められる期間

職員の服務・休業・処分 (4年度)

(1) 職員の服務

種 類	許可件数
営利企業等の従事制限	5

※地方公務員法により営利企業などへの従事制限が課せられていますが、消防団などの業務への従事を許可しました。

(2) 職員の休業

種 類	男	女	計
育児休業 (取得期間中は無給)	7	23	30
部分休業 (取得時間分を減額)	5	27	32

(3) 職員の分限・懲戒処分

職員が、一定の事由により職務をじゅうぶんに果たせない場合などに分限処分を、法令違反などの一定の義務違反をした場合に懲戒処分を行います。

	区 分	件 数
分限処分	免 職	0
	休職(病気)	87
	降 任	0
	降 給	0
懲戒処分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	0

職員の退職管理

▼4年度末に退職した職員(課長職以上の)の再就職数 (5年4月1日現在)

区 分	人 数
営利企業以外の法人、その他の団体	0
営利企業	0

職員の研修 (4年度)

▼庁内研修

区 分	回数	人数
職層別研修	15	235
実務研修	4	95
特別研修	17	199
その他	9	88
合 計	45	617

▼派遣研修

(京都市町村職員研修所)

区 分	回数	人数
必修研修	35	111
実務研修	14	28
能力向上研修	10	17
法務研修	12	70
情報処理研修	9	9
その他	22	49
合 計	102	284

▼派遣研修(京都市町村職員研修所以外)

区 分	回数	人数
自治大 学 校	3	3
市 町 村 アカデミー	2	2
東京都各局主催研修	3	4
そ の 他	17	40
合 計	25	49

職員の福祉、利益の保護 (4年度)

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法に基づき、昭島市職員福利厚生会を設置し、文化的事業、体育的事業、会員家族事業など職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。

事業は、職員の会費及び市からの交付金(公費)などで運営されています。

▼職員福利厚生会への交付金

総 額	職員1人当たりの年額		公費率
	交付額 A	会費 B	
522万9720円	7960円	1万3080円	37.8%

※交付対象人数は657人です(再任用職員分、水道事業会計職員分を含む)。

(2) 健康診断実施状況

種 類	受診者数
定期健康診断	486
特殊健康診断	38
胃 検 診	11

(3) 公務災害などの認定件数

公務上・通勤途中の災害により負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

4年度の公務災害などは3件でした。

(4) 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

項 目	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	1
人事管理に関する苦情処理	0